平成２５年（フ）第６号
福岡県田川郡福智町金田653番地６、前住所福岡県田川郡香春町大字中津原524番地５宮尾ハイツマサキ１号
債務者　浦野　聖治
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第７号
福岡県田川郡福智町金田653番地６、前住所福岡県田川郡香春町大字中津原524番地５宮尾ハイツマサキ１号
債務者　浦野　遥佳
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１３３３号
京都市北区西賀茂蟹ケ坂町72番地　カーサ蟹ケ坂101号
債務者　松田　康徳
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３４号
京都市北区西賀茂蟹ケ坂町72番地　カーサ蟹ケ坂101号
債務者　松田麻記子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５６号
京都府京田辺市大住小林４番地６　サンテセジュール102
債務者　中村香津美
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７７号
京都市上京区浄福寺通上立売上る大黒町724番地２
債務者　井関　和子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９２号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ１号館904号室
債務者　衣川　利恵
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０２号
京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川２号館808号、前住所京都市南区久世殿城町575番地３　向陽グランドハイツ111号
債務者　岡本　和枝
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
京都市山科区厨子奥若林町40番地16
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
兵庫県姫路市上手野365番地３、従前の住所兵庫県姫路市御立東４丁目２番１号
債務者　安部　和弘
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６３５号
兵庫県加古川市加古川町稲屋472番地の18、従前の住所兵庫県加古川市尾上町旭２丁目20番地　松本駅前ハイツ101号
債務者　青山　順司
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３９号
奈良市大宮町３丁目２番39―211号
債務者　加藤千壽子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４８７号
奈良県大和郡山市小林町395番地48
債務者　高田　久也
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４８８号
奈良県大和郡山市小林町395番地48
債務者　高田美保子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９号
島根県安来市久白町522番地２　県営住宅神塚団地232号
債務者　山根　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８６号
松江市浜乃木２丁目３番18―102号　野津マンション、前住所松江市八雲町日吉333番地44
債務者　片寄　悦孝
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
松江市東出雲町揖屋2682番地54
債務者　野津　英之
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部